

## 利根町告示第 3 2 号

令和 3 年第 2 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 5 月 1 4 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 令和 3 年 5 月 2 1 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付 議 事 件

- ( 1 ) 議案第 25 号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- ( 2 ) 議案第 26 号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ( 3 ) 議案第 27 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算 ( 第 15 号 ) の専決処分について
- ( 4 ) 議案第 28 号 令和 2 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 6 号 ) の専決処分について
- ( 5 ) 議案第 29 号 令和 2 年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) の専決処分について
- ( 6 ) 議案第 30 号 令和 2 年度利根町営霊園事業特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) の専決処分について
- ( 7 ) 議案第 31 号 令和 2 年度利根町介護保険特別会計補正予算 ( 第 5 号 ) の専決処分について
- ( 8 ) 議案第 32 号 令和 3 年度利根町一般会計補正予算 ( 第 1 号 )
- ( 9 ) 議案第 33 号 令和 3 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- ( 10 ) 議案第 34 号 令和 3 年度利根町営霊園事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

令和3年第2回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	5. 21	金	本 会 議	開会 議長の辞職について 提出議案（説明・質疑・討論・採決） 議案第25号～議案第34号 閉会	午前10時

令和3年第2回  
利根町議会臨時会会議録

令和3年5月21日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
税務課長	大越達也君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長補佐	大津聖二君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	青木正道君
会計課長	田口輝夫君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

指 導 課 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 聖 之
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

2 番	山 崎 誠一郎 君
3 番	片 山 啓 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

令和3年5月21日（金曜日）

午前10時開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第2  | 会期の件   |
| 日程第3  | 議長の辞職について                                    |
| 日程第4  | 議案第25号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について            |
| 日程第5  | 議案第26号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について         |
| 日程第6  | 議案第27号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第15号）の専決処分について       |
| 日程第7  | 議案第28号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について  |
| 日程第8  | 議案第29号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について |
| 日程第9  | 議案第30号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について   |
| 日程第10 | 議案第31号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について    |
| 日程第11 | 議案第32号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第1号）                 |
| 日程第12 | 議案第33号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）           |
| 日程第13 | 議案第34号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）            |

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議長の辞職について
- 追加日程第1 議長の選挙
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更
- 追加日程第4 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第4 議案第25号
- 日程第5 議案第26号
- 日程第6 議案第27号
- 日程第7 議案第28号
- 日程第8 議案第29号
- 日程第9 議案第30号
- 日程第10 議案第31号
- 日程第11 議案第32号
- 日程第12 議案第33号
- 日程第13 議案第34号

---

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回利根町議会臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、4月1日付で人事異動がありましたので、新たに就任した課長を紹介いたします。挨拶は自席でお願いいたします。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 皆さんおはようございます。この4月1日付で福祉課長を拝命しました三好則男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（船川京子君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（船川京子君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定により，

2番 山崎 誠一郎 議員

3番 片山 啓 議員

を指名いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は，本日1日にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定しました。

---

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり，本臨時会に提出された議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。令和3年第2回利根町議会臨時会の開会に当たり，初めに新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきまして，御報告申し上げます。

当町における65歳以上の高齢者についてでございますが，ワクチンの供給量に応じて年齢を区切って接種券を発送しておりますので，御予約に関して，一時的に予約サイト及びコールセンターが混雑することがございますが，幸い，全国的に問題となっているような大きな混乱は生じておりません。現在，74歳以上の方への接種券の発送が済みであり，今月末には町内の65歳以上の全ての高齢者への接種券の発送が完了する見込みとなっております。

当町のワクチンの接種は5月10日から町内の指定医療機関で個別接種を開始しておりますが，来月6日には集団接種の第1回目を予定しているところです。

それでは，本日，私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の議案でございますが，専決処分が7件，補正予算が3件の合計10件の御審議をお願いするものであります。

議案第25号は利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について，議案第26号は利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について，議案第27号は令和2年度利根町一般会計補正予算（第15号）の専決処分について，議案第28号は令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について，議案第29号は令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について，議案第30号は

令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、議案第31号は令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてで、いずれの議案も地方自治法第179条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案第32号は令和3年度利根町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ6,706万円を追加し、総額を57億8,142万6,000円とするものであります。

議案第33号は令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ48万7,000円を追加し、総額を1億3,334万9,000円とするものであります。

議案第34号は令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、総額を733万7,000円とするものであります。

以上、議案の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、後ほどそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等により御審議の上、何とぞ適切なる判断を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

ここで、皆様へ申し上げます。

私、一身上の都合により、議長の職を辞職したく、副議長に辞職願を提出しております。本席を副議長と交代します。副議長は議長席をお願いいたします。

〔議長船川京子君退席、副議長新井邦弘君着席〕

○副議長（新井邦弘君） 議長の辞職願が提出されたため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

---

○副議長（新井邦弘君） 日程第3、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、船川京子議長の除斥を求めます。

船川議長、退席をお願いします。

〔議長船川京子君退場〕

○副議長（新井邦弘君） 船川議員が退席いたしました。

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

大越議会事務局長。

○議会事務局長（大越聖之君） それでは、命により辞職願を朗読いたします。

令和3年4月28日

利根町議会副議長 新井邦弘殿

利根町議会議長 船川京子

辞 職 願

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

○副議長（新井邦弘君） お諮りいたします。

船川京子議長の議長辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、議長辞職の許可が決定いたしました。  
船川議員の入場を求めます。

〔12番船川京子君入場〕

- 副議長（新井邦弘君） 船川京子議員が入場しました。  
船川京子議員に申し上げます。  
辞職が許可されました。  
これにより、ただいま議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに行いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

- 
- 副議長（新井邦弘君） 追加日程第1、議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法は投票にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
それでは投票を行います。  
議場の閉鎖を宣言いたします。

〔議場閉鎖〕

- 副議長（新井邦弘君） ただいまの出席議員は12名です。  
これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。必ずフルネームで記載をお願いいたします。

〔書記投票用紙を配付〕

- 副議長（新井邦弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

- 副議長（新井邦弘君） 異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。

大越議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

- 議会事務局長（大越聖之君） それでは、議長の命により点呼いたします。

〔大越議会事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

1	番	峯山典明	議員
2	番	山崎誠一郎	議員
3	番	片山啓	議員
4	番	大越勇一	議員
5	番	石井公一郎	議員
6	番	石山肖子	議員
7	番	花嶋美清雄	議員
8	番	井原正光	議員
9	番	五十嵐辰雄	議員
10	番	若泉昌寿	議員
12	番	船川京子	議員
11	番	新井邦弘	議員

○副議長（新井邦弘君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

会議規則第32条第2項の規定により，開票の立会人を指名いたします。1番峯山典明議員，2番山崎誠一郎議員，3番片山啓議員を指名いたします。

演壇で開票を行いますので，立会いをお願いいたします。

これから開票を行います。

〔峯山典明君，山崎誠一郎君，片山啓君立会いの上開票〕

○副議長（新井邦弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

新井邦弘 議員 8票

井原正光 議員 1票

石井公一郎 議員 1票

片山啓 議員 1票

花嶋美清雄 議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって，私，新井が議長に当選をいたしました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（新井邦弘君） ただいま議長に当選しました私，新井が，ここ議長席から，会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選を承諾し，登壇して挨拶をさせていただきます。

〔議長新井邦弘君登壇〕

○議長（新井邦弘君） この度，議員の皆様方の御推挙をいただき，利根町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことに，身に余る光栄を存ずる次第であります。

議会運営につきましては，議会運営委員会の意見を尊重しながら，不偏不党，公平無私を旨とし，言論の府として町議会が円満に運営されますよう誠心誠意努力する所存であります。

議員各位におかれましては，今後より一層の御支援，御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

我々議会といたしましては，いたずらに摩擦を起こすことは避けなければなりません，だからといって安易な妥協も許されるものではありません。多様化する住民のニーズに応えるよう，執行機関と議会が一体となって，本町の発展と住民福祉の向上を目指し，職責を全うする覚悟でありますので，重ねて皆様の御支援，御協力をお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔議長新井邦弘君着席〕

○議長（新井邦弘君） それでは，引き続き進行いたします。

私が議長に選出されたことにより，副議長が欠員となりました。

本来，副議長は議会の許可を得てその職を辞するとされておりますが，私が議長に選出されたことは，議会が副議長を辞することを認めたものと解することができ，私もそれを了承しましたので，議会の許可を要せず，自動的に副議長の職を解かれました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し，追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，そのように決定しました。

---

○議長（新井邦弘君） 追加日程第2，副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票にしたいと思っておりますが，これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

それでは投票を行います。

議場の閉鎖を宣言いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（新井邦弘君） ただいまの出席議員は12名です。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。必ずフルネームでの記載をお願いいたします。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（新井邦弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○議長（新井邦弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

大越議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長（大越聖之君） それでは、議長の命により点呼をいたします。

〔大越議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	峯	山	典	明	議員
2	番	山	崎	誠	一郎	議員
3	番	片	山		啓	議員
4	番	大	越	勇	一	議員
5	番	石	井	公	一郎	議員
6	番	石	山	肖	子	議員
7	番	花	嶋	美	清雄	議員
8	番	井	原	正	光	議員
9	番	五十	嵐	辰	雄	議員
10	番	若	泉	昌	寿	議員
12	番	船	川	京	子	議員
11	番	新	井	邦	弘	議員

○議長（新井邦弘君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

会議規則第32条第2項の規定により、開票の立会人を指名いたします。4番大越勇一議員、5番石井公一郎議員、6番石山肖子議員を指名いたします。

演壇で開票を行いますので、立会いをお願いいたします。

〔大越勇一君、石井公一郎君、石山肖子君立会いの上開票〕

○議長（新井邦弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

船川京子議員 7票

花嶋美清雄議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、船川京子議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（新井邦弘君） ただいま副議長に当選された船川京子議員に、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選された船川京子議員の当選承諾と挨拶をお願いいたします。

船川京子議員。

〔副議長船川京子君登壇〕

○副議長（船川京子君） この度、副議長の大任を拝しました船川京子です。新たな立場をいただき、さらに真剣に誠実に働いてまいりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（新井邦弘君） 正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として直ちに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○議長（新井邦弘君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

11番船川京子議員、12番、私、新井邦弘とします。

議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（新井邦弘君） 暫時休憩します。各議員は全員協議会室へお集まり願います。

午前10時33分休憩

---

午前10時42分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

私、新井邦弘は、一身上の都合により稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を辞職さ

せていただきました。

これにより、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（新井邦弘君） 追加日程第4、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。欠員により1人を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により議長の指名推薦にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認めます。

それでは、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に井原正光議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した井原正光議員を当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、井原正光議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選された井原正光議員から挨拶をお願いいたします。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員井原正光君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（井原正光君） ただいま稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を拝命いたしました井原正光でございます。今、まさに入梅に入っております。大変災害が多い時期になってまいりました。地域の安全の確保のためにしっかりとやっております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 挨拶が終わりました。

次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。

質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題以外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第4，議案第25号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

大越税務課長。

〔税務課長大越達也君登壇〕

○税務課長（大越達也君） それでは，議案第25号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律，その他の関係する政令及び省令が令和3年3月31日に公布されたことから，税条例の一部を改正する必要が生じたので，地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をしたもので，同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正内容でございますが，まず一つ目は，個人住民税関係でございます。扶養親族等及び退職所得に係る申告書に関し電子的方法により提供する場合の事務手続の簡素化を図ることとし，また，新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の適用期限を令和17年度分の個人住民税まで延長するものでございます。

二つ目は，固定資産税関係でございます。土地に係る固定資産税の負担調整措置について期間を3年延長するとともに，令和3年度の評価替えにより地価上昇により税額が増加する土地については，令和3年度に限り前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものでございます。

三つ目は，軽自動車税関係でございます。軽自動車の環境性能割臨時的軽減措置について適用期限を9か月延長し，また，燃費性能などの優れた軽自動車を取得した日の属する翌年度の税率を軽減する特例期間を2年間延長するものでございます。

そのほか，法令の改正に伴う条項のずれ及び字句を整理するものでございます。

今回の条例改正は，第1条から第2条までの2条立てとなっております。

それでは，参考資料2の新旧対照表，第1条による改正の1ページ目を御覧ください。

第24条は個人の町民税の非課税の範囲に関する規定で，均等割の税率の判定の基礎となる扶養親族の要件について文言を加えるものでございます。

第34条の7は寄附金税額控除に関する規定で，特定公益法人等に対する寄附金の寄附金控除及び所得税額の特別控除について，その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものでございます。

4ページをお願いします。

第36条の3の2は，個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定で，給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項について，電子的方法により支払者に提出する場合に必要とされていた税務署長の事前承認が不要となったものでございます。

5ページをお願いいたします。

中段の第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、前条と同様、公的年金等受給者の扶養親族申告書を電子的方法により支払者に提出する場合には、税務署長の事前承認が不要となったものでございます。

6ページをお願いいたします。

中段の第53条の9は、退職所得申告書に関する規定で、給与所得者、公的年金等受給者と同様に、退職所得申告書の扶養親族申告書についても税務署長の事前承認が不要となった旨、規定を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第81条の4は軽自動車の環境性能割の税率に関する規定で、軽自動車税の環境性能については、軽減された税率が適用される対象車の割合を現行と同水準としつつ、目的年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直すものでございます。

8ページをお願いいたします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費の特例に関する規定で、本特例の対象となる医薬品の範囲を見直した上、その適用期限を5年延長するものでございます。

附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について、法令の改正に伴い、引用する条項を整理するものでございます。また、新たに浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る償却資産についての課税標準額の特例措置の規定を加えるものでございます。

11ページの附則第11条から14ページの附則第13条までの改正については、土地に係る固定資産税の負担調整措置に関する規定で、宅地等や農地について現行の適用期限を3年間延長し、また、新型コロナウイルス感染症等により社会経済活動など環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について令和2年度の税額に据え置く措置を講ずるものでございます。

15ページをお願いいたします。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定で、適用期限を3年間延長するものでございます。

16ページをお願いいたします。

附則第15条の2から20ページの附則第16条の2までの改正については、軽自動車税の環境性能割、種別割に関する規定で、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございまして、また、軽自動車税種別割のグリーン化特例について、燃費性能の基準をより高いほうへ重点化を行った上で、令和4年度、令和5年度課税分まで2年間延長するものでございます。

20ページ下の附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例に関する規定で、東日本大震災により家屋を取り壊した場合の土地に対する固定資産税の軽減適用期間を5年間延長するものでございます。

21ページをお願いいたします。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別控除の特例に関する規定で、所得税の住宅借入金等特別控除の控除期間を13年間とする特例の適用期限が2年間延長されることに伴い、令和4年度末までの入居者について所得税から控除し切れない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずるものでございます。

なお、この措置における個人住民税の減収分については、全額国費から補填されるものとなっております。

第1条による改正は以上です。

次に、参考資料3の新旧対照表、第2条による改正の1ページ目を御覧ください。

これは、令和2年条例第8号の利根町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

第48条から2ページの附則第44条までの改正は、法人の町民税の申告納付、納付手続、延滞金に関する規定で、法改正に伴う引用条項のずれが生じたため改めるものであり、条文の内容については変更ありません。

2ページから6ページにかけては、各条文の施行日と経過措置の規定になります。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

井原正光議員。

○8番（井原正光君） 個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族の申告書について伺います。

今回、改正と改正前、扶養親族ということで同じだったのですが、今回、ここに年齢16歳未満の者に限るということになってしまったのですが、この背景というのはどういうものなのか、ちょっと説明願いたい。

○議長（新井邦弘君） 大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

文言の追加なのですけれども、より明確にするということで、上位法のほうの改正によるものですので、町のほうとしては、それに伴い条例のほうを改正した次第でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員。

○8番（井原正光君） 例えば、個人の町民税の非課税の範囲については、16歳未満の者

及び控除対象扶養親族，両方なっているんだよね。この公的年金は，今度は16歳未満の者に限るということで小さくなったような感じがするんだよね。ということは，公的年金受給者はお金がないから，いわゆる里子やなんかは扶養しちゃ駄目だよ，そのような背景があるのかどうなのか，その辺をちょっとお聞きしたいです。

○議長（新井邦弘君） 大越税務課長。

○税務課長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

文言の追加なんですけれども，公的年金以外につきましても，ほかの年金受給者以外のところにも，全てこの文言のほうは追加してございますので，了解していただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第25号 利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは，投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第25号は承認されました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第5，議案第26号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

大越税務課長。

[税務課長大越達也君登壇]

○税務課長（大越達也君） それでは，議案第26号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律，その他の関係する政令及び省令が令和3年3月31日に公布されたことから，都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたので，地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分をしたもので，同条第3項の規定に

より議会の承認をお願いするものでございます

それでは、参考資料2の新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

条例改正については、附則のみの改正となります。

附則第2項から第4項は、地域決定型地方税制措置、通称わがまち特例の規定で、法令の改正に伴う引用する条項を整理するものでございます。

附則第6項から5ページの第15項までの改正については、都市計画税の特例に関する規定で、税条例の改正と同じく、宅地等や農地について負担調整措置を現行の適用期間を3年間延長し、また、令和3年度に限り、地価の上昇により都市計画税が増額する場合には令和2年度の税額に据え置く措置を講ずるものでございます。

附則でございますが、施行期日は令和3年4月1日より施行し、経過措置として改正後の都市計画条例は令和3年度以後の年度分に適用するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第26号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第26号は承認されました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時20分とします。

午前11時04分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第6、議案第27号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第

15号)の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

[財政課長蜂谷忠義君登壇]

○財政課長(蜂谷忠義君) 議案第27号 令和2年度利根町一般会計補正予算(第15号)の専決処分についてを補足して御説明申し上げます。

この予算でございますが、歳入におきましては、年度末に各種交付金や補助金等が確定したこと、また、歳出におきましては、事業費の確定に伴いまして補正予算措置を年度内に行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに承認を求めるため提案するものでございます。

5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正でございます。

1, 追加で款2総務費, 項3戸籍住民登録費, 事業名が戸籍附票システム改修業務委託で492万8,000円, 住民基本台帳システム改修業務委託で84万7,000円, 戸籍情報システム改修業務委託で149万6,000円の計上でございます。これは、戸籍附票システム改修が国の仕様書等の改版作業が遅れたことにより繰り越すものでございます。

次に、款9教育費, 項2小学校費, 事業名が学校教育活動継続支援事業で240万円、及び項3中学校費, 事業名が学校教育活動継続支援事業で120万円の計上でございます。これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により商品の納期遅延等が生じ、年度内完了が見込めないことにより繰り越すものでございます。

次に、2, 変更で款4衛生費, 項1保健衛生費, 事業名が感染症予防対策事業で7,729万8,000円を8,205万4,000円に変更するものでございます。これは、新型コロナウイルスワクチンの予防接種時期が遅れたことにより、繰越額を増額するものでございます。

6ページをお開き願います。

第3表地方債補正でございます。

1, 追加でございますが、起債の目的で減収補填債につきましては、限度額として4,040万2,000円を計上するものでございます。当町においては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に限り減収が見込まれる地方消費税交付金及び地方揮発油譲与税において減収補填債の発行が認められるので、交付税措置がなされるものでございます。

次に、2, 変更でございますが、起債の目的で過疎対策事業債につきましては、限度額4億5,400万円を4億4,160万円に減額するものでございます。内訳でございますが、文化センター舞台つり物装置更新工事は960万円の減額、道路維持工事事業は230万円の減額、道路改良工事は30万円の減額、小型動力消防ポンプ積載車購入は10万円の減額、図書館の管理事業は10万円の減額で、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

次に、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債が限度額1,440万円を430万円、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債が限度額1,450万円を570万円に減額するものでございます。これは、小中学校のG I G AスクールI C T環境整備事業で、布川小学校と利根中学校内ネットワーク機器整備工事費の確定に伴うものでございます。

次に、3、廃止でございますが、災害援護資金貸付債につきましては、備考欄に記載のとおり、災害援護資金借入れの申込みがなかったため廃止するものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

歳入でございますが、款2地方譲与税から11ページの款9自動車税環境性能割交付金までは令和2年度の交付額決定によるものでございまして、まず、款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税でございますが、231万9,000円を増額するものでございます。項2地方揮発油譲与税は155万円を減額するものでございます。

款3利子割交付金は17万4,000円を減額するものでございます。

款4配当割交付金は16万2,000円を減額するものでございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は528万9,000円を増額するものでございます。

款6法人事業税交付金は8万円を減額するものでございます。

款7地方消費税交付金は138万円を減額するものでございます。

11ページをお開き願います。

款8自動車取得税交付金は1,000円を減額するもので、こちらは過年度分の歳入があった場合の受皿として計上していたものです。

款9自動車税環境性能割交付金は301万3,000円を減額するものでございます。

次に、款11地方交付税は3,977万9,000円を増額するもので、特別交付税の確定により増額するものでございます。

次に、款15国庫支出金、目1総務費国庫補助金は28万6,000円を増額するもので、これは戸籍情報システムの改修に伴う補助金として149万6,000円が交付されることと、戸籍附票システム改修に伴うネットワーク設定変更業務委託が不必要になったことによる121万円の減額によるものでございます。

目5教育費国庫補助金は93万5,000円を増額するもので、内訳としまして、節1小学校費補助金で172万4,000円の増額、節2中学校費補助金で78万9,000円の減額をするものです。情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の額が確定したことと、及び学校保健特別対策事業費補助金として学校教育活動を円滑に継続するために必要となる追加的消耗品や備品等の費用が補助金で交付されたことによるものでございます。

次に、款17財産収入、目2利子及び配当金は4万8,000円を減額するもので、財政調整基金利子の確定による減額でございます。

次に、款18寄附金、目2総務費寄附金は331万9,000円を増額するものでございます。

なお、令和2年度のがんばる利根町応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、申込みペー

スで合計959件、総額2,031万9,000円となります。

12ページをお開き願います。

款19繰入金，目1財政調整基金繰入金は1億1,007万1,000円の減額でございます。今回の補正で地方交付税等が増額となったことと，歳出の減額により財政調整のための基金に繰り戻すものでございます。

目3茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は168万3,000円の減額で，これは基金を充てておりました浄化センター周辺環境施設整備事業の額の確定により繰り戻すものでございます。

目4がんばる利根町応援基金繰入金は30万5,000円の減額で，これは高齢福祉の充実事業として，シルバーカー購入費補助金の額確定及び図書館の図書購入費について，新型コロナウイルス交付金を充当したことにより全額減額したため繰り戻すものでございます。

目5利根町都市計画事業基金繰入金は61万円の減額で，これは利根フレッシュタウン北側雨水路改築工事の事業費の額が確定したため繰り戻すものでございます。

目6利根町義務教育施設整備基金繰入金は8万5,000円の減額で，これは文小学校音楽室空調設備工事の事業費の額が確定したため繰り戻すものでございます。

目7利根町防災基金繰入金は3万8,000円の増額で，これは庁舎とそれ以外の指定避難所のWi-Fi配線工事に係る諸経費の案分方法に変更があったため繰り入れるものでございます。

次に，款21諸収入，目3雑入は68万6,000円を増額するもので，これは過年度分の障害者自立支援給付費の追加交付と東京電力福島原子力発電所の事故に伴う賠償金となっております。

次に，款22町債は，冒頭第3表地方債補正で御説明したとおりの内容でございまして，合計で740万2,000円を増額となっております。

14ページをお開き願います。

次に，歳出でございますが，款2総務費，目3財産管理費は24万8,000円を増額するもので，がんばる利根町応援寄附金の応募が増えたことにより手数料を増額するものでございます。

次に，項3戸籍住民登録費，目1戸籍住民登録費は121万円を減額するもので，戸籍附票システム改修に伴うネットワークの設定変更が必要であると予算の計上をしましたが，設定の必要がなかったことにより減額するものでございます。

次に，款3民生費，目2老人福祉費は10万5,000円を減額するもので，これはシルバーカー購入費補助金の確定による減額でございます。

目5医療総務費は64万6,000円を減額するもので，これは国民健康保険特別会計事業勘定に社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付されることによる減額でございます。

15ページを御覧ください。

次に、項3 災害救助費、目1 災害救助費は170万円の減額で、これは災害援護資金貸付金の申込みがなかったことによるものでございます。

次に、款7 土木費、目2 道路維持費は412万3,000円を減額するもので、道路維持工事事業、利根浄化センター周辺生活環境施設整備事業及び道路改良工事事業で、いずれも事業費の確定による減額でございます。

次に、項4 都市計画費、目3 下水道費は61万円を減額するもので、公共下水道事業の事業費の確定による減額でございます。

16ページをお開きください。

款8 消防費、項1 消防費は財源内訳の変更で、目3 消防施設費は起債対象経費の減により地方債を10万円減額し、一般財源を10万円増額するものです。

目5 防災費は、市内Wi-Fi工事に係る諸経費の案分方法に変更があったことにより、防災基金から3万8,000円を繰り入れ、一般財源を3万8,000円減額するものでございます。

次に、款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費は3,192万6,000円を減額するもので、小学校施設維持管理補修事業の文小学校音楽室空調設備工事の事業費の確定により5万3,000円の減額、GIGAスクールICT環境整備事業についても事業費の確定により3,427万3,000円の減額、学校教育活動継続支援事業においては、コロナ感染拡大防止を図り学校教育活動を円滑に継続するために必要な追加的消耗品や備品等を購入するための費用として240万円を増額するものでございます。

17ページを御覧ください。

次に、項3 中学校費、目1 学校管理費は1,159万円を減額するもので、GIGAスクールICT環境整備事業の事業費の確定により1,279万円の減額、学校教育活動継続支援事業においては、コロナ感染拡大防止を図り学校教育活動を円滑に継続するために必要な追加的消耗品や備品等を購入するための費用として120万円を増額するものでございます。

次に、項4 社会教育費、目2 文化センター費は953万円を減額するもので、文化センターのつり物更新工事の事業費の確定により減額するものでございます。

18ページを御覧ください。

款10 公債費、目2 利子は118万9,000円を減額するもので、臨時財政対策債の利率見直しにより利率が下がり、利子の償還額が減ったことにより減額をするものでございます。

次に、款11 諸支出金、目1 財政調整基金費は4万7,000円を減額するもので、積立金額の確定によるものでございます。

目4 がんばる利根町応援基金費は331万9,000円を増額するもので、寄附の申込みが増えたことによるもので、これを基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井議員。

○5番（石井公一郎君） 16ページの工事請負費でGIGAスクールICT化、これで小学校で3,400万円、17ページの中学校の工事請負費で1,279万円の減額、これは何でこんな大きな金額が減額されたのか、この辺について、当初で見込みが誤っていたのかどうなのか分からないけれども、その辺、もう少し細かく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

予算計上では1者見積りということで、国で示された内容の機器を積算して予算を計上いたしました。その後、もう一度設計のときに3者より見積りを頂きまして、機器等も最初の場合はもう内容で決められた機種というのがあったんですけれども、それをいろいろ機器を選べるということになりまして、それで、設計自体で、当初約5,600万円だったのが、小学校の場合ですと設計額で2,600万円ということで、約3,000万円の設計額のときに減額されたということになります。それで、残りは契約差金ということになります。

同じように、中学校におきましても、当初予算額では約2,500万円、それが設計の時点では1,500万円ということで、この時点で約1,000万円の減額が出ておりますので、それに残りは契約差金ということになっております。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

井原正光議員。

○8番（井原正光君） 2点ほど伺います。

12ページの東京電力の福島原子力発電所の事故に伴う賠償金、この内容、どういうものに対して賠償金が来たのか、それを説明してください。

それから、今、石井議員のほうからも質疑があったように、私もこの小中学校の4,763万円、今回減額されているのですが、事業費の決定、そういうふうな言葉が言われるんですけれども、実際、整備されているのかどうなのか。あるいは機種はどういうものを入れたのかというのを、ただ私どもは予算が増額されたとか減額されたとか、それしか分からないんです。実際に学校でどういう形で整備されているか、それが伝わってこないの、それを説明してくれますか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 井原議員の御質疑にお答えします。

東京電力福島原子力発電所の事故に伴う賠償金63万円の内容ということなんですが、こちらに関しましては、平成23年度分と平成24年度分の利根町専門委員会の報酬に当たるものでございます。この金額が63万円の内訳でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

品物の具体的なものを説明させていただきます。

まず、文小学校で行きますと、フロアスイッチ、これは8ポートのやつを購入いたしました。それから、無線アクセスポイント、あとは充電保管庫、こちらが最初の段階で1台当たり58万円ということで、国が示したものですとそのような金額だったのですけれども、それを、今度機器がいろいろ各業者から出てきて、これでも大丈夫だということで、選んだ機種で行きますと16万9,000円ということで、これで相当の差額が出ているのと、台数も見直ししまして、その辺で差額が出ております。

それから、工事費としまして、LANケーブル、モジュール、タップ、配線等の工事等になります。

以上、全部は言っておりませんが、そういう設備を整えたということになります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員。

○8番（井原正光君） もう1点だけ。

今回、この学校のオンライン学習の環境整備が整ったのだらうと思うのですが、利根町でも大分患者が増えておりまして、もしも最悪の場合は、家庭学習等のWi-Fi等の必要に迫られるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この辺についてはどうなんでしょう、教育長、ちょっとお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 年度末をもって1人1台タブレット、各学校への配布が済んでおります。確かに議員おっしゃいますように、コロナ禍において、対面での授業ができないときに家庭でのタブレットでのオンライン学習、想定されるものがございます。町のほうでも無料貸出しルーターのものを用意して、それに備えていきたい。その予算措置もしておりますので、学校休業になったときには、対面での授業がなくても、家庭でのやり取りができる。あわせてプリントの学習も、両方並行して進めていきたいと思います。準備をしていますので、御安心ください。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第27号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第15号）の専決処分について

てを採決いたします。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第27号は承認されました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第7、議案第28号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

直江保険年金課長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇]

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第28号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてを補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

初めに、事業勘定から申し上げます。

歳入でございますが、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3職員給与等繰入金は64万6,000円を減額するものです。これは、国庫補助金の交付により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

款7国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金が64万6,000円増額するもので、これは、資格管理システムの改修と国保情報制約システム整備に係る費用が補助対象となったための増額でございます。

歳出でございますが、先ほど歳入で説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金により、国からの交付金により財源内訳の変更でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

最後の10ページをお開き願います。

歳入でございますが、款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入は252万2,000円の減額、目2の社会保険診療報酬収入は115万2,000円の減額、目3の後期高齢者診療報酬収入は560万4,000円の減額、目5のその他の診療報酬収入は126万6,000円の減額でございます。これは、11月の臨時会で説明いたしました、風邪やインフルエンザによる発熱等の症状のある外来患者によるPCR検査数を432人と計上いたしましたが、実際の検査人数が25人による診療収入の減額でございます。

次に、款4繰入金、項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は171万4,000円を減額するもので、余剰金が出ましたので、基金繰入金の一部を基金に戻すものでございます。

次に、歳出でございます。

款2医業費、項1医業費、目1医療用機械器具費は203万4,000円減額するもので、これは酸素供給装置賃借料の在宅酸素使用者患者数が当初6件と見込んでおりましたが、実績では3件分による減額するものでございます。

次に、目2医療用消耗器材費111万8,000円の減額は、購入する予定であった消耗品が在庫で対応したことにより減額するものでございます。

次に、目3医療用衛生材料費245万7,000円の減額は、定期予防接種ワクチン購入が減ったことによるものでございます。

次に、目4諸検査費は664万9,000円の減額でございます。これは、歳入で説明いたしました発熱患者等のPCR検査数の減により予算を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 施設勘定の10ページでPCR検査、これが四百何名が25人、これなぜこのような、当初はPCR検査、これを予算化するときに、人数が、それで1,000万円の減額というようなことなただけけれども、その辺もう少し詳しく説明してください。

○議長（新井邦弘君） 直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 石井議員の質疑にお答えいたします。

PCR検査の432人なんですけれども、前年対比の発熱患者数を基に算出しました。実際、先ほど言ったとおり、発熱外来患者のPCR検査は25人ということで、要は、今回、医師の判断でPCR検査をするのですけれども、実際、発熱外来患者はもっとおまして、検査するのはPCR検査と抗原検査の二つに分けて判断、医師が検査しております。

ちなみに、抗原検査の場合は110人、逆にPCR検査は25人ということで、合計で135人の検査を実施しております。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第28号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第28号は承認されました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第8，議案第29号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第29号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表地方債補正でございます。

事業費の確定に伴いまして、起債限度額の変更でございます。公共下水道事業において1,910万円を1,880万円に起債限度額を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金，項1繰入金，目1一般会計繰入金で61万円の減額補正でございます。これは、雨水路維持管理工事費が確定したことによる減額でございます。

次に、款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で8万2,000円の増額補正でございます。これは、下水道施設更生工事費の確定に伴い、起債の借入れが10万円単位のため8万2,000円を基金から繰入れするものでございます。

款7町債，項1町債，目1下水道債で30万円の減額補正でございます。内訳は、節1公共下水道債30万円の減額補正で、下水道施設更生工事費の確定に伴い減額するものでございます。これは、先ほど4ページ，第2表地方債補正で説明させていただいた起債限度額の変更内容でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1下水道費，項1下水道費，目2公共下水道維持管理費で8万8,000円の減額補正でございます。これは、雨水路維持管理工事費及び下水道施設更生工事費が確定したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第29号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第29号は承認されました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第9、議案第30号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第30号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款5寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金で2万円の増額補正でございます。これは、引取手のないお骨を利根町営霊園納骨堂に納めたわけですが、お亡くなりになった方のお兄様が寄附したいと申出があったためでございます。

次に、歳出でございますが、款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費、節24積立金で2万円の増額補正でございます。これは、寄附金を財政調整基金に積立てするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第30号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第30号は承認されました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第10、議案第31号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第31号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について、補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4調整交付金は747万7,000円を増額するものでございます。その内訳としまして、説明欄の普通調整交付金として732万6,000円の増額で、各保険者の65歳以上75歳未満、75歳以上85歳未満、85歳以上の高齢者の加入割合等の実績により交付金が算定されます。利根町は、令和2年度において65歳以上75歳未満及び75歳以上85歳未満の高齢者数が増加傾向にあり、その実績により追加交付されたものでございます。

また、説明欄の特別調整交付金は15万1,000円の増額で、災害等による介護保険料の減免措置を行った際に市町村に対して新規に交付され、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対する介護保険料の減額措置による減収分について交付されたものです。

次に、目7介護保険災害等臨時特例補助金は28万9,000円増額するもので、新型コロナウイルス感染症に関わる第1号介護保険料の減免措置を行った市町村に対して新規で補助され、その額の確定によるものです。

なお、これらの交付金及び補助金の確定額は、調整交付金が令和3年3月18日付及び特例補助金が令和3年3月10日付の通知により示されたものでございます。

次に、歳出でございますが、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費基金積立金で776万6,000円を増額するもので、歳入で御説明しました調整交付金及び介護保険災害等臨時特例補助金の増額分776万6,000円について基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第31号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてを採決します。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第31号は承認されました。

暫時休憩をいたします。

再開を13時30分とします。

午後零時07分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第11、議案第32号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第32号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第1号）についてを補足して御説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、款14国庫支出金，目1総務費国庫補助金は6,149万9,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じて新しい生活様式等への対応を図りながら、きめ細かに必要な事業を実施するための交付金の計上でございます。

次に、款18繰入金，目1財政調整基金繰入金は556万1,000円を増額するもので、今回の補正予算の財源に充てるために繰り入れるものでございます。

8ページをお開き願います。

今回の歳出は、歳入でも御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業と庁舎施設維持修繕工事の計上でございます。

なお、当初予算で計上している新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用につきましては、説明欄に記載はございませんが、一般財源から国庫支出金への組替えを行っております。

款2総務費，目1一般管理費は275万円を増額するもので、庶務事務費で町の行政手続のオンライン化を見据えた行政手続等の書面・押印・対面規制の見直し支援業務の委託料でございます。

目5財産管理費は2,160万8,000円を増額するもので、庁舎管理で屋上の冷暖房空調機の水熱交換機からガス漏れが起きており、これを修繕する工事費として891万円の増額、コロナ交付金関連で庁舎内の感染予防対策のためのトイレの手洗いを自動水栓に改修、カウンターへのパーティション設置、足踏み式の消毒液スタンド8台の購入費として1,249万8,000円の増額、及び共用備品管理で事務室や会議室等で使用するパネルパーティションの購入費として20万円の増額でございます。

目7地域振興費は154万4,000円を増額するもので、コワーキングスペース整備事業で東京圏からのテレワーク移住を推進するとともに、町内における新しい働き方の推進を図るため、利根町図書館内にテレワークを行える環境を整備するために必要な消耗品、9ページを御覧ください、通信運搬費、ワーキングスペース用の家具、長机3台、くつろぎスペース用の家具、丸机2台、ローテーブル1台の製作、及びパーティション、椅子10脚、観葉植物の購入費の増額でございます。

次に、項2徴税费，目2賦課徴収費は53万9,000円増額するもので、徴収事務費で金融機関へ赴いての預金調査、回答書面調査の機会を減少させ、感染リスクを低減させるため

の預金調査システム導入のための手数料及び使用料でございます。

次に、項4選挙費、目5選挙時感染症対策費は16万3,000円を増額するもので、選挙時の感染症対策のため対面パーティションの購入費でございます。

10ページをお開き願います。

款3民生費、目1社会福祉総務費は570万円を増額するもので、利根町社会福祉施設感染症対策事業で、町内の介護保険施設及び障害者福祉施設への支援金、こちらは施設の規模に応じ、1施設当たり10万円から100万円の支給の増額でございます。

目2老人福祉費は、財源の組替えて、高齢者等買物弱者移動販売事業の町負担分を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象にしたものでございます。

目5医療総務費は48万7,000円を増額するもので、国民健康保険特別会計繰出金で、感染症予防対策のための診療所内のトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を繰り出すものでございます。

目10保健福祉センター費は34万4,000円を増額するもので、保健福祉センター運営事業で感染予防対策のためにトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は511万5,000円を増額するもので、ひとり親世帯生活支援給付金事業で、国で実施するひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、こちらは児童1人当たり5万円の支給対象者に町独自の給付金として児童1人当たり3万円を給付するもので、この事業のお知らせ通知等に係る消耗品費、及び、11ページをお願いします。通信運搬費と、その3万円の給付金を増額するものでございます。

目4放課後児童健全育成事業費は57万2,000円を増額するもので、放課後児童対策事業で感染予防対策のためのトイレ及び手洗い場の手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

次に、款4衛生費、目1保健衛生総務費は、財源の組替えて、冒頭説明しました新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用でございます。

目2予防費は600万円を増額するもので、感染症予防対策事業で、町内の医療機関への支援金、こちらは1施設当たり100万円の支給の増額でございます。

目3すこやか交流センター費は51万5,000円を増額するもので、すこやか交流センター管理事業で、感染予防対策のため、トイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

12ページをお開き願います。

目4環境衛生費は17万2,000円を増額するもので、利根町営霊園事業特別会計繰出金で、感染予防対策のための霊園内のトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を繰り出すものでございます。

次に、款5農林水産業費、目6農村環境整備事業費は34万4,000円を増額するもので、集落センター運営事業で、感染予防対策のため文間地区農村集落センター及び東部農村集落センターのトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

次に、款7土木費、目2公園費は40万1,000円を増額するもので、公園事務事業で、感染予防対策のため都市公園、こちらはとねっ子公園、上曾根運動公園、もえぎ野台自然公園及び親水公園のトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

13ページを御覧ください。

款8消防費、目5防災費は148万5,000円を増額するもので、防災施設費で避難所開設の際に衛生環境を保ち分散対策をし、感染予防対策を行うため、生理用品やおむつの消耗品と、折り畳み椅子、折り畳みテーブル、災害対策用プライベートルームの備品の購入費を増額するものでございます。

次に、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費は1,072万8,000円を増額するもので、感染予防対策のための小学校3校のトイレ及び手洗い場の手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費は687万5,000円を増額するもので、感染予防対策のため中学校のトイレ及び手洗い場の手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

14ページをお開き願います。

項4社会教育費、目2文化センター費は80万1,000円を増額するもので、感染予防対策のため文化センターのトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

目3生涯学習センター費は、財源の組替えで、冒頭説明しました新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用でございます。

目4文化財保護費は5万8,000円を増額するもので、感染予防対策のため赤松宗旦旧居のトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

目5資料館費は11万5,000円を増額するもので、感染予防対策のため資料館のトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

目7柳田國男圀男記念公苑費は22万9,000円を増額するもので、感染予防対策のため柳田國男記念公苑のトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

目8図書館費は、財源の組替えで、冒頭説明しました新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用でございます。

15ページを御覧ください。

目9コミュニティセンター費は51万5,000円を増額するもので、感染予防対策のための

コミュニティセンターのトイレの手洗いを自動水栓に改修を行う費用を増額するものでございます。

次に、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費は、財源の組替えで、冒頭説明しました新型コロナウイルス感染防止対策のための手指消毒用アルコールなどの消耗品の購入費用でございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 石山でございます。8ページと9ページで質疑させていただきま  
す。地域振興費のコワーキングスペース整備事業、コロナ交付金にて行うものについて質  
問いたします。

こちら、コワーキングスペースといいますと、ワーキングスペースと、あと交流スペース、  
いろいろな意味があると思うのですが、こちら見ますと、家具の製作がワーキングスペースとく  
つろぎスペースとなるので、こちらの休憩しているような場所がくつろぎスペースなのかとい  
うことと、交流するスペースとはまた違うのかということで1点。

それともう一つ、こちらがテレワークの移住者に対してのインセンティブというような  
ところがあると思いますので、パソコンは持ち込みなのか、それに関しまして、電源とイ  
ンターネット環境を提供するというのでよろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） それではお答えいたします。

まず、ワーキングスペースとくつろぎスペースの区分といいますか、使い方なのですが、  
基本的にはワーキングスペースであってもくつろぎスペースであっても、自由に  
仕事とか勉強とか、そういった作業スペースとして御自分の好きところで作業して  
いただくということで、特にワーキングスペースは仕事をすると、くつろぎスペースは  
仕事しないでリラックスしてもらおうという分け方ではなくて、自由にどちらか使  
っていただくということで、ワーキングスペースとくつろぎスペースを一体として  
コワーキングスペースということのうちほうでは考えています。

それと、パソコンの持ち込みなのですが、これは当然持ち込みは可となります。持ち  
込んで仕事ができますし、そのための電源設備も当然行いますし、それからイ  
ンターネット環境、フリーWi-Fi等も設置しまして、インターネットを使えるよ  
うに環境整備は行ってまいります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） あと一つだけ。そうしますと、そちらに訪れる、図書館なので一

般の方はどなたでも利用できる、そして図書館の蔵書も使った学習とか、それと起業したいとかということで勉強されているような方が、図書も利用しながら、行き来しながら自由にやるオープンスペースというイメージで、そういう場所であるということによろしいでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） まさしくおっしゃるとおりでございます、図書館ですので、図書館の利用者が図書館にある本を使って勉強したり、それから仕事で活用したり、そういった方に自由に使っていただくということで考えています。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑は。

五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、ページが何ページだ、項1総務管理費ですが、その中で庶務事務費の中で委託料275万円ありますが、これは行政事務の押印とか書面関係、対面規制とありますが、これは行政事務に精通した業者、専門性のある業者に委託すると思うのですが、こういった業者に委託を考えていますか。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長兼防災危機管理課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 当然、例規関係の洗い出しから始めますので、例規のほうの整備を委託しております、今ぎょうせいのほうに委託しておりますが、そちらのほうにまずは相談しているところでございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 10ページの社会福祉総務費で570万円、これは、説明では1施設について10万円から100万円というような説明だったんですけども、これ何施設あるのか、それと感染症対策の支援金、これは何にでも使えるのかどうか、どのようなことにこれは、その施設が何にでも使用できるのか、その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 石井議員の質疑にお答えいたします。

今回のこちらの支援金でございますが、新型コロナウイルスの感染症の影響により厳しい運営状況に置かれている中、感染拡大防止策に取り組む町内の介護保健施設、また、障害福祉施設を支援するために、対象施設に支援金を交付するものでございます。

町内にございます介護保健施設及び障害福祉施設ですが、定員の規模に応じて、一つの施設当たり10万円、30万円、100万円、3種類の支援金がございます。その内訳でございますが、定員50名以上の施設、こちらデイサービス、グループホーム、またショートステイ等を含めた定員数50名以上の施設に対しまして、一つの施設当たり100万円、五つの施設でございます。こちら500万円になります。

次に、定員10名以上50名以下の施設、こちらデイサービス、また障害者支援施設でござ

います。30万円の二つの施設でございます。60万円になります。

最後に定員10名以下の施設，こちらデイサービスでございます。こちら1施設当たり10万円。合わせまして570万円になります。

その使用の目的なのですが，新型コロナウイルス感染症対策に関わるものでしたら，例えば設備を整備したり，また物品購入でしたりに使っていただくような形で，特に決まりはございません。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑はありませんか。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） 五つ質疑させていただきます。

まず，8ページの総務費についてです。庶務事務費，こちらオンライン化を見据えたものということですがけれども，具体的にどのようなオンライン業務を予定されているのか，詳しい御説明をお願いいたします。

二つ目に，庁舎そして学校，公共施設などでトイレの手洗い自動水栓の工事がございますが，この公共施設や学校関係で，手洗い場が自動にまだなっていないところで，今回の工事で足りないところ，残りはあと幾つあるのか。

三つ目に，この工事の優先順位，それらは，もしあればお答えください。

四つ目に，地域振興費のコワーキングスペース，こちらの開設予定日はいつ頃なのか。

最後，五つ目に，今現在のように感染拡大地域に指定されている場合，図書館の利用が制限されておりますが，そのような状況でもこのコワーキングスペースは使えるのかどうか，以上五つ御説明をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 飯塚総務課長。

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 峯山議員の御質疑にお答えいたします。

オンライン化について，具体的にどのようなものを目指すのかということですが，まず今回に関しましては，国からの総務省からの通知がございまして，地方公共団体における書面規制，押印，対面規制の見直しについてということで通知がなされております。これは新型コロナウイルス感染症防止の対策とともに，行政手続における住民の利便性向上と自治体業務のさらなる効率化，これに資することを目的ということでございます。

今回の業務委託につきましては，これらの通知を受けまして，町としても取り組むべきであると判断したことから実施することになったわけですが，委託内容は，例規集から見直しの対象となる規定や要旨の洗い出しを行い，書面規制，押印，対面規制の見直し，それとオンライン化を実現するための基礎資料を作成していただくという業務でございます。

オンライン化の具体につきましては，その業務の中で結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、自動水栓がこの工事が終わってどこが残るかというのですが、一応、町の持っている公共施設、トイレにつきましては、これで全ての自動水栓が完了することになります。ただ、学校関係とか児童クラブ、そちらにつきましては、トイレのみでなく、ふだんから手洗いとかやっている場所ありますので、そちらについては、学校関係については、手洗い場をプラスして、今回、自動水栓をすることになってございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 川上政策企画課長。

○政策企画課長（川上叔春君） まず、コワーキングスペースの開館予定日ということですが、すけれども、今回、この補正予算が可決していただいて、すぐ作業に取りかかりまして、なるべく早くオープンをしていきたいと考えております。

それと、2番目の利用に関してなんですけれども、図書館内にありますので、当然図書館が開館している日ということになります。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 峯山議員。

○1番（峯山典明君） トイレの手洗い自動水栓の工事ですけれども、どこから工事を進めていくのか、もし優先順位決まっていればお答えください。もし決まっていなければ、未定で結構です。

○議長（新井邦弘君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） こちらの自動水栓工事なんですけど、こちら予算通り次第、物が入るとか、いろいろあると思うのですが、順次、やっていくような形を取りたいと思います。特に優先順位はなく、できれば一斉にやりたいと、一斉に町内、施設併せてやっ行って行ければと考えております。

○議長（新井邦弘君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第32号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第12，議案第33号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。

直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第33号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による施設勘定の国保診療所トイレ，手洗い自動水栓改修工事によるものです。

予算書5ページをお開き願います。

歳入でございますが，款4繰入金，項3他会計繰入金，目1一般会計繰入金，コロナ交付金は48万7,000円を増額するものでございます。

続きまして，歳出でございますが，款1総務費，項1施設管理費，目1一般管理費は48万7,000円を増額するもので，国保診療所内トイレ，手洗い，蛇口の5台分になりますけれども，これを自動水栓に取り替える改修工事によるものです。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第33号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第33号は原案どおり可決されました。

---

○議長（新井邦弘君） 日程第13，議案第34号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは，議案第34号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが，款3繰入金，項2一般会計繰入金，目1一般会計繰入金，コロナ交付金で17万2,000円の増額補正でございます。これは，コロナ対策としまして，利根町営霊園にありますトイレの手洗いを自動水栓に改修するためでございます。

次に，歳出でございますが，款1霊園事業費，項1事業費，目1事業費，節14工事請負費で17万2,000円の増額補正でございます。これは，コロナ対策としまして，町営霊園トイレ手洗い自動水栓改修工事を行うためでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから議案第34号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第34号は原案どおり可決されました。

---

○議長（新井邦弘君） 以上で，本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして，令和3年第2回利根町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船川京子

利根町議会副議長 新井邦弘

利根町議会議長 新井邦弘

署名議員 山崎誠一郎

署名議員 片山 啓